

「災害共済給付制度」のお知らせ

三重県教育委員会

◆災害共済給付制度とは

「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校」といいます。）の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」といいます。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度であり、低い掛金で、厚い給付を受けることができます。

◆加入手続きと共済掛金額

学校では、入学（園）の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

加入手続きについては、別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付制度）への加入について」をお読みにになり、同意書を学校に提出してください。

◎共済掛金の保護者負担額（児童生徒等一人当たり年額）

学 校 種 別	保護者負担額
義務教育諸学校（特別支援学校小・中学校部）	4 6 0 円
高等学校全日制・特別支援学校高校部	1, 8 7 0 円
高等学校定時制	8 5 0 円
高等学校通信制	2 4 0 円
特別支援学校幼稚園部	2 1 0 円

※義務教育諸学校の（準）要保護児童生徒の保護者負担額は、免除されます。

◆給付対象となる学校の管理下の範囲

①授業中・保育中	(例) 各教科、遠足、修学旅行、大掃除、保育の時間
②学校の教育計画に基づく課外指導中	(例) 部活動、林間学校、臨海学校
③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	(例) 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法による通学（園）中	(例) 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他	(例) 寄宿舎にあるとき 学校外で授業等が行われるとき、集合・解散場所との間の合理的な経路及び方法による往復中



◆給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷 (けが)	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <u>5,000 円以上</u> ※ ² のもの	医療費 ・ 医療保険並※ ¹ の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用の額」の 1/10 を加算した額。 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 ・ 同一の災害の負傷又は疾病
疾 病 (病気)	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が <u>5,000 円以上</u> ※ ² のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ 給食等による中毒 ・ ガス等による中毒 ・ 溺水 ・ 熱中症 ・ 異物の嚥下又は迷入による疾病 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病	についての医療費の支給は、 初診から <u>最長 10 年間</u> 行います。 
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分されます	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〈3,770 万円～82 万円〉※ ³ 〔通学(園)中の災害の場合は半額〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 〈2,800 万円〉※ ³ 〔通学(園)中の場合は半額〕
	突 然 死 学校の管理下において運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〈1,400 万円〉※ ³ 〔通学(園)中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 〈2,800 万円〉※ ³ 〔通学(園)中の場合は半額〕

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の保険証を利用して受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※2 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治りまでの医療費の総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上のものをいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）

※3 〈 〉内の金額は、平成 31 年 3 月 31 日以前に生じた障害・死亡に係る傷害見舞金額・死亡見舞金額。



給付の制限 <必ずお読み下さい>

- ① 自動車事故などで災害共済給付の事由と同じ事由で、相手側から損害賠償を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ② 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による給付を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。(各制度との二重給付にならないよう、下記の取り扱いをよくご確認ください。)
- ③ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。(高校生及び幼稚園の園児に対しては給付を行いますが、生活保護による医療扶助の調整が行われますので、福祉事務所に必ず報告してください。下記の取り扱い参照)
- ④ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日(医療費の場合、病院などで治療を受けた日)から **2年間**行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ⑤ 多数の住民が被害を受けた風水害・震災等の場合は、災害共済給付は行いません。
- ⑥ 高等学校の生徒の故意又は重大な過失による場合は、災害共済給付を行わない場合があります。

<<他の法令等の制度により医療費の給付を受けた場合の取り扱い>>

他法令等の制度名	給付の取り扱い	他法令等の制度利用時の注意点
市町村の福祉医療費助成制度 (ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成、こども医療費助成、障害者医療費助成等)	日本スポーツ振興センターからの医療費給付が優先されます。 <u>市町村からの医療費助成を重複して受けることはできません。</u>	日本スポーツ振興センターから給付を受けることを、 <u>受診した医療機関又は市町の担当課に報告</u> してください。
児童福祉法 (児童福祉施設入所者等) 障害者自立支援法 (育成医療・更生医療)	それぞれの法による医療費助成が優先されます。 日本スポーツ振興センターからは医療保険並の療養に要する費用の <u>額の 1/10 が給付</u> されます。	児童福祉法または障害者自立支援法による医療助成を受けることを必ず <u>学校に報告</u> してください。 ※日本スポーツ振興センターの医療費も一部の給付があります。
生活保護法の医療扶助	義務教育諸学校(小中学校)の児童生徒 日本スポーツ振興センターの医療費給付を受けることはできません。 高校生及び幼稚園児 日本スポーツ振興センターの医療費給付が優先されます。	日本スポーツ振興センターから医療費の給付を受けた場合は、医療扶助の調整(返金)手続きが必要になります。 <u>センターから医療費の給付を受けた場合は必ず福祉事務所に報告</u> してください。
その他の法令による医療給付	適用される制度名を学校に報告してください。	

◆給付を受ける手続き

請求手続きは学校が行います。お子様が、「学校の管理下」で災害にあわれた場合の災害共済給付の請求については、各学校にお問い合わせください。

<請求に必要なもの>

①災害報告書・・・・・・・・学校で作成します。

②医療等の状況・・・・・・・・保護者の皆さまで用意していただきます。

用紙を学校で受け取っていただき、治療を受けた病院等で月ごとに証明を受けて、学校へ提出してください。

なお、証明料については無料化をお願いしていますが、医療機関によっては有料の場合もあります。証明を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。（用紙を持参してもその場ですぐに書いていただく訳にはいかない場合もあります。）

また、医療費が高額（ひと月に医療費の総額が 70,000 円以上）になった場合は、別に必要な様式がありますので、学校にご連絡下さい。

③教育委員会事務局は、①と②を日本スポーツ振興センターの支所へ提出します。

④日本スポーツ振興センターの支所において、審査の上、給付金額が決定されます。給付金は学校を通じて保護者の皆さまへお支払いします。

◆給付件数と給付金額（令和 5 年度 三重県のみ）

	給付件数（件）	給付金額（円）
三重県（国公立・私立）	31,975	288,290,809
三重県立学校	8,137	102,984,938

※医療費・障害見舞金の合計です。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）により定められていますが、この「お知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。（ただし、令和 7 年 4 月 1 日現在の内容となります。改正があった場合は、改正後の規定によります。）

その他、制度等についてご不明な点は各学校にお問い合わせください。